

運用状況・資産組入状況

◆基準価額と純資産総額の状況

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
基準価額(円)	10,001	10,001	10,001	10,001	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,001
純資産総額(億円)	19	16	17	16	13	22	25	17	16	14	19	30
信託報酬(%)	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101	0.00101
設定日	1962/1/20	1962/2/20	1962/3/20	1962/4/20	1962/5/21	1962/6/20	1962/7/20	1961/8/21	1961/9/20	1961/10/20	1961/11/20	1961/12/20
決算日	毎年1/19	毎年2/19	毎年3/19	毎年4/19	毎年5/19	毎年6/19	毎年7/19	毎年8/19	毎年9/19	毎年10/19	毎年11/19	毎年12/19

基準価額は信託報酬控除後。決算日については、上記記載の日が休業日の場合は、翌営業日となります。

◆種別組入比率

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
国債	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
地方債	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
特殊債	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
金融債	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
社債	16.56%	16.57%	16.57%	16.57%	16.57%	16.57%	16.56%	16.56%	16.56%	16.56%	16.57%	16.57%
円建外債	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
公社債合計	16.56%	16.57%	16.57%	16.57%	16.57%	16.57%	16.56%	16.56%	16.56%	16.56%	16.57%	16.57%
短期金融資産等	83.44%	83.43%	83.43%	83.43%	83.43%	83.43%	83.44%	83.44%	83.44%	83.44%	83.43%	83.43%

円建外債は、ユーロ円債、サムライ債の合計です。短期金融資産等は、100%から公社債合計を減じた比率で表示しています。

◆公社債の残存期間別組入比率

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
5年以上	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2年以上	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2年未満	16.56%	16.57%	16.57%	16.57%	16.57%	16.57%	16.56%	16.56%	16.56%	16.56%	16.57%	16.57%
平均残存年数(年)	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30

平均残存年数は、固定利付債、変動利付債ともに、各組入銘柄の残存年数(償還日までの期間)を各組入銘柄の評価金額に応じて加重平均し、算出しています。

◆公社債の格付け別組入比率

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
AAA格	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
AA格	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%	3.12%
A格	9.44%	9.44%	9.44%	9.44%	9.44%	9.44%	9.44%	9.43%	9.44%	9.44%	9.44%	9.44%
BBB格	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%	4.01%
BB格以下	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

複数の信用格付業者等による信用格付がある場合には、最も高い信用格付を採用しています。  
政府保証債および地方債(債券の信用格付を取得しているものを除く)は国債と同等の信用格付、金融債は発行体の信用格付を採用しています。

◆過去3期分の分配実績

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
決算日	2021/1/19	2021/2/19	2021/3/19	2021/4/19	2021/5/19	2021/6/21	2021/7/19	2021/8/19	2021/9/21	2021/10/19	2021/11/19	2020/12/21
分配金(円)	1.80	0.83	0.83	1.79	1.79	1.80	1.80	1.80	0.83	0.83	0.84	1.80
決算日	2020/1/20	2020/2/19	2020/3/19	2020/4/20	2020/5/19	2020/6/19	2020/7/20	2020/8/19	2020/9/23	2020/10/19	2020/11/19	2019/12/19
分配金(円)	2.76	3.73	3.72	1.79	2.76	2.76	2.75	1.79	2.76	2.77	2.72	2.76
決算日	2019/1/21	2019/2/19	2019/3/19	2019/4/19	2019/5/20	2019/6/19	2019/7/19	2019/8/19	2019/9/19	2019/10/21	2019/11/19	2018/12/19
分配金(円)	0.83	0.83	0.83	1.80	1.79	1.79	1.79	2.75	2.76	1.79	1.79	0.82

表の組入比率は、純資産総額に対する比率を表示しています。

運用実績および分配実績は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。  
当資料の作成において、投資信託説明書(交付目論見書)に記載する運用実績とは作成基準が異なる場合があります。  
そのため、両者の表記内容が一致しないことがあります。

◆お知らせ

公社債投信(1~12月号)につきましては、財形貯蓄制度、既存の契約に基づく自動買付および分配金再投資にかかる申込み等を除き、2016年8月20日以降(「公社債投信(9月号)」以降の各月号)、かかる申込みの受け付けを停止させていただいております。なお、ご換金(解約)申込みについては、引き続き受け付けさせていただきます。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

## ■ファンドの特色

公社債投信(1~12月号)は、主として、わが国の公社債に投資し、長期的に安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

1. 「A」格相当以上の公社債を主要投資対象とします。

◆わが国の国債、地方債、特殊債、金融債、電力債など元本の安全性の高い公社債を中心に投資を行います。

◆信託財産の純資産総額の30%を上限に、「BBB」格相当の公社債に投資することがあります。

◆格付けを付与されていない公社債について、委託会社が、「A」格相当以上、あるいは「BBB」格相当の信用度を有すると判断したものを含みます。

◆株式への投資は行いません。

◆「MHAM公社債投信マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

2. 組入公社債および短期金融商品等の実質平均残存年数は、原則として約0.5年から約3年程度の範囲内で調整します。

3. 信託財産の純資産総額の30%を上限に、外貨建資産への投資を行うことがあります。ただし、為替はフルヘッジを原則とし、為替変動リスクを極力回避します。

\* 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## ■基準価額の変動要因

各ファンドは、公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

### 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

### 信用リスク

各ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### 為替変動リスク

各ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ■その他の留意点

各ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。

**後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。**

## ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	決算日の基準価額（基準価額は1万円当たりで表示しています。）
購入代金	各ファンドの決算日までに販売会社にお支払いいただきます。 ※販売会社が別に定める方法により、上記とは異なる期日までに購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	1万円単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	販売会社までお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	各ファンドの呼称となっている月の19日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取り扱われます。
その他	一定の要件を満たす場合には、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。また、販売会社によっては、勤労者財産形成貯蓄制度を利用することができる場合があります。 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。

## ■ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	ありません。								
換金時手数料	1万円につき <b>27.5円（税抜25円）を上限</b> に、販売会社が別に定める額とします。基準日現在、購入申込分にかかる換金時手数料の <b>上限は1万円につき2.2円（税抜2円）</b> です。  ※なお、2002年3月20日以前に購入した受益権の換金を申し出た場合は、取得時期に応じ以下の割合で計算した換金時手数料をお支払いいただきます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得時期</th> <th>換金時手数料（1万円につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1962年4月20日以前</td> <td>27.5円（税抜25円）</td> </tr> <tr> <td>1962年4月21日以降 2001年3月21日以前</td> <td>110円（税抜100円）</td> </tr> <tr> <td>2001年3月22日以降 2002年3月20日以前</td> <td>27.5円（税抜25円） [一部の販売会社では22円（税抜20円）]</td> </tr> </tbody> </table>	取得時期	換金時手数料（1万円につき）	1962年4月20日以前	27.5円（税抜25円）	1962年4月21日以降 2001年3月21日以前	110円（税抜100円）	2001年3月22日以降 2002年3月20日以前	27.5円（税抜25円） [一部の販売会社では22円（税抜20円）]
取得時期	換金時手数料（1万円につき）								
1962年4月20日以前	27.5円（税抜25円）								
1962年4月21日以降 2001年3月21日以前	110円（税抜100円）								
2001年3月22日以降 2002年3月20日以前	27.5円（税抜25円） [一部の販売会社では22円（税抜20円）]								
信託財産留保額	ありません。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用（信託報酬）	日々の信託財産の元本に対し <b>年0.7280%以内の率</b> （「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。なお、信託報酬率は、ファンドの運用実績等に応じて変動するものとします。 ※運用管理費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。								
その他の費用・手数料	以下のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は毎日）計上（ファンドの基準価額に反映）され、信託財産中から支払われます。信託財産に関する租税／監査費用／信託事務の処理に要する諸費用／外国における資産の保管等に要する費用／組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。								

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### <税金>

個人の投資者（受益者）の場合、分配金および換金時・償還時の差益（譲渡益）に対して課税されます。 ※詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
---

**後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。**

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2021年12月8日現在

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○				
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○		
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号	○				
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○			
長野證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号	○				
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○				
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○				
大万証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第14号	○				
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○				
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○				
丸國證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第166号	○				
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	○				
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○				※1
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○		※1
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○		※1
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		※1
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○		※1
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○				※1
株式会社琉球銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第2号	○				※1
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		※1
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○		○		※1
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号	○				※1
株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	○				※1
株式会社福邦銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第8号	○				※1
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○				※1
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○				※1
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○			※1
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	※1
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	※1
FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

財形貯蓄制度、既存の契約に基づく自動買付および分配金再投資にかかる申込み等を除き、かかる申込みの受け付けを停止させていただいております。なお、ご換金（解約）申込みについては、引き続き受け付けさせていただきます。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

◆委託会社	アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号 加入協会/一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用指図等を行います。
◆受託会社	株式会社りそな銀行 信託財産の保管・管理等を行います。

◆ファンドに関するお問い合わせ先 アセットマネジメントOne株式会社	
コールセンター 0120-104-694 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)	ホームページアドレス <a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>
※お客さまの口座内容などに関するご照会は、お申込みされました販売会社にお尋ねください。	

## 【本資料の注意事項】

本資料は、アセットマネジメントOne(以下、当社といいます)が投資信託の運用状況および関連するリスクや費用等の情報をお知らせするために作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。本資料の作成にあたり、当社は、情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料中の運用状況に関するグラフ、図表、数値および市場環境や運用方針等は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動、運用成果等を保証するものではなく、また将来予告なしに変更される場合もあります。投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等を要因として、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆さまに帰属します。投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託をお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。